

重要事項説明書

社会福祉法人 長生会

(ケアプランサービスしらさぎ苑)

「居宅介護支援」重要事項説明書

当事業所は、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健・福祉サービス及び医療サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ◎ご契約者の心身の状況やご契約者とその家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ◎ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ◎必要に応じて事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護1～5」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能な場合もありますのでご相談下さい。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	4
7. 苦情の受付について	5

1. 事業者

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 長生会 |
| (2) 法人所在地 | 福岡県小郡市三沢字花聳881番地の1 |
| (3) 電話番号 | 0942-75-2617 |
| (4) 代表者名 | 理事長 柳 茂 |

2. 事業所の概要

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定居宅介護支援事業所 |
| (2) 事業の目的 | 契約書に記述のとおり |
| (3) 事業所の名称 | 「ケアプランサービスしらさぎ苑」 |
| | 平成11年10月1日指定 指定番号 4072900063 |
| | 特定事業所加算Ⅱ 平成21年4月1日認可 |

- (4) 事業所の所在地 福岡県小郡市三沢字花聳 8 8 3 番地 1
 (5) 電話番号 0 9 4 2 - 7 5 - 3 4 7 6
 (6) 事業所長 (管理者名) 才所 孝史
 (7) 当事業所の運営方針
 当事業所が行うサービス計画作成に当たっては、次の事項に留意して作成します。
 ア 利用者が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営めるよう配慮する。
 イ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・福祉サービス及び医療サービスが多様な事業者から、総合的、かつ効率的に提供されるよう配慮する。
 ウ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される居宅サービスが中立、公正に行われるよう配慮する。
 エ 本事業の運営に当たっては、関係市町村、関係機関、他の指定居宅介護支援事業者、居宅介護事業者、介護保険施設及び関係機関等との連携を密にして行う。
 (8) 開設年月 平成 1 1 年 1 0 月

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 小郡市全域、及び久留米市、筑紫野市、基山町、大刀洗町 筑前町
 (2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	24時間対応
サービス提供時間帯	午前8時30分から午後5時30分まで

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況> ※職員の配置については、指定基準を順守しています。

職 種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
1 管理者	1 名	0 名	1 名	1 名	事業所統轄管理
2 主任介護支援専門員	3 名 (兼務 2 名)	0 名	2, 8 名	1 名	介護支援専門員への助言、指導、関係機関との連絡調整
3 介護支援専門員	6 名 (兼務 2 名)	1 名	5, 3 名	3 名	相談支援、連絡調整、サービス計画、サービス実施状況の把握・評価、給付管理等

(令和 6 年 10 月現在)

5. 当事業所が提供するサービス内容と利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

<サービスの内容>

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健・福祉サービス及び医療サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

居宅サービス計画の作成にあたって、ご契約者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが可能である為、理解が得られるようにご契約者及びその家族等に説明を行います。

<居宅サービス計画作成の流れ>

①事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

②介護支援専門員は、ご契約者及び家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

③居宅サービス計画の作成計画にあたって、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報をご契約者又は家族等に対して提供し、契約者にサービスの選択を求めます。

④介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険サービスの対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料についてご契約者及びその家族等に対して説明し、ご契約者の同意を得た上で決定するものとします。

② ケアマネジメントの質の向上・公正中立性の確保

ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下についてご契約者に説明を行います。

- ・前6ヵ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（販売）の各サービスの割合
 - ・前6ヵ月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（販売）の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合
- また、前6ヵ月間については、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成

された居宅サービス計画を対象とし、直近の期間での説明を行うものとします。

- ・前期（3月1日から8月末日）後期（9月1日から2月末日）

ケアプランサービスしらさぎ苑 利用割合 前期（令和6年3月から令和6年8月）

- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
 - 訪問介護 25%
 - 通所介護 50%
 - 地域密着型通所介護 10%
 - 福祉用具貸与 58%

- ・前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	しらさぎ苑 ライフケアサービス 43%	訪問介護事業所 いつくしの里 20%	シマダ訪問介護 ステーション 8%
通所介護	デイサービスセンター ふくせんの郷 27%	デイサービスセンター 美鈴ヶ丘 20%	ソーシャルライフ小 郡 9%
地域密着型 通所介護	デイサービス陽なた 45%	福寿荘デイサービス 30%	デイサービスセンター トクダ 20%
福祉用具貸与	株式会社すけっと 20%	メインレンタル サービス株式会社 19%	太陽シルバー サービス株式会社 久留米営業所 13%

③ 医療機関との情報連携

- ・居宅介護支援の提供の開始に当たり、ご契約者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。
- ・ご契約者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、ご契約者の同意を得て意見を求めた主治医等に対して居宅サービス計画書を交付します。

④ 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

⑤ 居宅サービス計画の変更

ご契約者が、居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

⑥ ご契約者の状況把握について

介護支援専門員はご契約者の状況把握のため、少なくとも1月に1回、ご契約者の居宅に訪問し、ご契約者に面接を行い、モニタリングの結果を記録します。

オンラインモニタリング（テレビ電話やビデオ電話等）も可能となりますが、実施要件は下記の通りです。

- (1) ご契約者の同意を得ること
- (2) サービス担当者会議等で主治医、サービス事業所等の同意を得ていること
 - ・主治医の所見も踏まえ、頻繁なケアプランの変更が想定されない等、利用者の状態が安定している
- (3) ご契約者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）
- (4) テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること
- (5) 少なくとも2月に1回はご契約者の居宅を訪問すること

オンラインの説明を十分に受け、上記の環境を整えば、オンラインモニタリングを希望します。

※ただし、原則は自宅訪問でのモニタリングを基本とします。

⑦ 介護保険施設等への紹介

ご契約者が、居宅において日常生活を営むことが困難になったと認められる場合、又は利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

⑧ 緊急時の対応

サービス提供時にご契約者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医やご契約者の家族に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

<サービス利用料金>

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をいったんお支払い下さい。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第9条関連）

① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護

支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

7. 苦情の受付について（契約書第20条関連）

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

苦情受付窓口

○ケアプランサービスしらさぎ苑

電 話： 0942-75-3476
受 付 時 間： 年中無休 8：30～17：30
受 付 担 当 者： 管 理 者 才 所 孝 史
苦情解決責任者： 理 事 長 柳 茂
電 話：0942-75-4113

○第三者委員

野 瀬 賢 一
住 所：小郡市上岩田764番地1
電 話：0942-72-2922

○福岡県運営適正化委員会 電 話：092-915-3511	所在地：春日市原町3丁目1番地7 FAX：092-584-3790
○福岡県国民健康保険団体連合会 電 話：092-642-7859	所在地：福岡市博多区吉塚本町13番47号 FAX：092-642-7857
○小郡市役所市民福祉部長寿支援課 電 話：0942-72-2111	所在地：小郡市小郡255番地1 FAX：0942-73-4466
○久留米市役所健康福祉部介護保険課 電 話：0942-30-9000	所在地：久留米市城南町15番地3 FAX：0942-36-6845
○筑紫野市役所高齢者支援課 電 話：092-923-1111	所在地：筑紫野市石崎1丁目1番地1 FAX：092-920-1786
○基山町役場健康福祉課 電 話：0942-92-7964	所在地：佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地 FAX：0942-92-7184
○大刀洗町役場健康福祉課 電 話：0942-77-2266	所在地：三井郡大刀洗町大字富多819番地 FAX：0942-77-3063
○筑前町役場福祉課 電 話：0946-24-8763	所在地：朝倉郡筑前町篠隈373番地 FAX：0942-42-2011

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

- ・説明者：指定居宅介護支援事業所「ケアプランサービスしらさぎ苑」

説明者の氏名： 印

- ・利用者：本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

ご利用者の住所：

ご利用者の氏名： 印

代理人の住所：

代理人の氏名： 印
続柄：

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第13条、第14条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者、又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者がほかの居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及び実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご契約者、及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）

2. 損害賠償について（契約書第15条関連）

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められた場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には契約は更にも同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条関連）

契約期間中は、以下のような事由がない限り継続してサービスを受けることができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第15条関連）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が「自立」もしくは「要支援1,2」と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳しくは以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳しくは下記をご参照下さい）

(1) 契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第17条、第18条関連）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、解約を希望する日の10日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約、解除することができます。

- ①事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ②事業者若しくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくは介護支援専門員が、故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第19条関連）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者が故意又は重大な過失により、事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為（ハラスメント行為等）を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

令和6年10月1日改正